

# 目 次

|  |    |
|--|----|
| 会期日程表 .....                              | 1  |
| 第 1 号 (7月16日)                            |    |
| 開会、閉会の日時 .....                           | 3  |
| 出席議員 .....                               | 3  |
| 欠席議員 .....                               | 3  |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名 ..... | 3  |
| 事務局出席者 .....                             | 3  |
| 議事日程 .....                               | 4  |
| 追加議事日程 .....                             | 4  |
| 開会及び開議の宣告 .....                          | 5  |
| 会議録署名議員の指名 .....                         | 5  |
| 会期の決定 .....                              | 5  |
| 諸般の報告 .....                              | 5  |
| 議案第22号の上程、説明、質疑、委員会付託 .....              | 5  |
| 議案第23号の上程、説明、質疑、委員会付託 .....              | 6  |
| 議案第24号の上程、説明、質疑、委員会付託 .....              | 7  |
| 議案第25号の上程、説明、質疑、委員会付託 .....              | 8  |
| 日程の追加 .....                              | 12 |
| 議案第22号～議案第25号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決 .....  | 12 |
| 閉会の宣告 .....                              | 16 |
| 署名議員 .....                               | 16 |

令和元年第4回臨時会会議録  
(会期日程表)

開会 令和元年7月16日  
会期 1日間  
閉会 令和元年7月16日

| 月 日   | 曜日 | 会議別 | 開議時間    | 日 程  |
|-------|----|-----|---------|--|
| 7月16日 | 火  | 本会議 | 午後1時30分 | 会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・議案提案説明<br>議案第22号～第25号質疑、経済建設常任委員会付託 |
|       |    | 委員会 | 午後2時10分 | 議案第22号～第25号経済建設常任委員会<br>(説明～採決)                              |
|       |    | 本会議 | 午後3時    | 議案第22号～第25号経済建設常任委員会委員長報告、<br>質疑、討論、表決<br>(閉会)               |

会期日数 1日間 本会議日数 1日間 委員会日数 1日間



## 令和元年第4回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 令和元年7月16日

### 1. 開会、閉会の日時

開 会 (令和元年7月16日 午後1時30分)

閉 会 (令和元年7月16日 午後3時16分)

### 2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

6 番議員 大 城 邦 彦

2 番議員 宮 城 良 治

7 番議員 宮 城 貢

3 番議員 仲井間 宗 利

8 番議員 吉 浜 覚

4 番議員 友 寄 景 善

9 番議員 安 里 重 和

5 番議員 大 山 美佐子

10番議員 平 良 嗣 男

### 3. 欠席議員 (0名)

な し

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 建設環境課長 新 城 寛

副 村 長 島 袋 幸 俊 産業振興課長 花 田 義 徳

総 務 課 長 知 念 和 史 農業委員会事務局長 花 田 義 徳

### 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 事 仲 村 亮 人

6. 議事日程（第1号）

| 日程番号 | 事件番号   | 件 名                      | 摘 要           |
|------|--------|--------------------------|---------------|
| 1    |        | 会議録署名議員の指名               |               |
| 2    |        | 会期の決定                    |               |
| 3    |        | 議長諸般の報告                  |               |
| 4    | 議案第22号 | 平成30年度大川川護岸改修工事の請負契約について | 提案説明<br>質疑～付託 |
| 5    | 議案第23号 | 令和元年度大川川護岸改修工事の請負契約について  | 提案説明<br>質疑～付託 |
| 6    | 議案第24号 | 村道饒波石山線道路改良工事の請負契約について   | 提案説明<br>質疑～付託 |
| 7    | 議案第25号 | 塩屋漁港－3.0m航路浚渫工事の請負契約について | 提案説明<br>質疑～付託 |

7. 追加議事日程（第1号の追加1）

| 日程番号 | 事件番号   | 件 名                      | 摘 要            |
|------|--------|--------------------------|----------------|
| 1    | 議案第22号 | 平成30年度大川川護岸改修工事の請負契約について | 委員長報告<br>質疑～表決 |
| 2    | 議案第23号 | 令和元年度大川川護岸改修工事の請負契約について  | 委員長報告<br>質疑～表決 |
| 3    | 議案第24号 | 村道饒波石山線道路改良工事の請負契約について   | 委員長報告<br>質疑～表決 |
| 4    | 議案第25号 | 塩屋漁港－3.0m航路浚渫工事の請負契約について | 委員長報告<br>質疑～表決 |

---

### ◎開会及び開議の宣告

- 議長（平良嗣男） 起立、礼。こんにちは。  
ただいまから令和元年第4回大宜味村議会臨時会を開会します。  
本日の会議を開きます。

（午後 1時30分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

- 議長（平良嗣男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番 友寄景善議員及び5番 大山美佐子議員を指名します。
- 

### ◎会期の決定

- 議長（平良嗣男） 日程第2 会期の決定を議題とします。  
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。  
したがって会期は、本日1日間に決定しました。
- 

### ◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） 日程第3 諸般の報告を行います。  
本臨時会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。  
これで諸般の報告を終わります。
- 

### ◎議案第22号の上程、説明、質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第4 議案第22号 平成30年度大川川護岸改修工事の請負契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第22号 平成30年度大川川護岸改修工事の請負契約について  
平成30年度 大川川護岸改修工事の請負契約について、下記のとおり契約を締結したいので、議会の議決を求める。

#### 記

- 1 契約の目的 平成30年度 大川川護岸改修工事
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金9,075万円

#### 4 契約の相手

住 所 大宜味村字喜如嘉580番地  
商 号 有限会社 新栄建設  
氏 名 代表取締役 山口 善則

令和元年7月16日提出  
大宜味村長 宮城功光

##### 提案理由

本件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第2条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

本事業は、謝名城・喜如嘉地区の魅力あるむらづくりとリンクさせた地域の活性化を図る施設として、河川の有効活用、治水安全度の向上、河川全体の自然環境再生を視野に大川川とその周辺整備を行うことを目的として事業を行っております。

工事場所は、大宜味村字謝名城地内。工事概要につきましては、護岸延長がL=250メートル、パラペット延長L=115メートルを行うものであります。

なお、参考資料を添付しておりますので御参照ください。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第22号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第22号 平成30年度大川川護岸改修工事の請負契約については、経済建設常任委員会に付託します。

---

#### ◎議案第23号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第5 議案第23号 令和元年度大川川護岸改修工事の請負契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第23号 令和元年度大川川護岸改修工事の請負契約について

令和元年度 大川川護岸改修工事の請負契約について、下記のとおり契約を締結したいので、議会の議決を求める。

##### 記

- 1 契約の目的 令和元年度 大川川護岸改修工事
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金9,460万円
- 4 契約の相手

住 所 大宜味村字喜如嘉1117番地の1  
商 号 株式会社 丸孝組

氏名 代表取締役 前田 孝明

令和元年7月16日提出  
大宜味村長 宮城功光

提案理由

本件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第2条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

目的については、議案第22号と同様ですので省略いたします。

工事場所は、大宜味村字喜如嘉地内。工事概要、護岸延長がL=220メートル、パラペット延長L=173メートルを行うものであります。

なお、参考資料を添付しておりますので御参照ください。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第23号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号 令和元年度大川川護岸改修工事の請負契約については、経済建設常任委員会に付託します。

---

◎議案第24号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第6 議案第24号 村道饒波石山線道路改良工事の請負契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第24号 村道饒波石山線道路改良工事の請負契約について

村道饒波石山線道路改良工事の請負契約について、下記のとおり契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 村道饒波石山線道路改良工事
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金7,810万円
- 4 契約の相手

住 所 大宜味村字白浜442番地657

商 号 有限会社 山城建設

氏 名 代表取締役 山城 小代美

令和元年7月16日提出  
大宜味村長 宮城功光

提案理由

本件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき

契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第2条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

本路線は、幅員が狭く、急な曲線部があり、地域住民の交通の安全性、利便性の向上を図ることから行われる事業です。

工事場所は、大宜味村字饒波地内。工事概要は、舗装延長が320メートル、護岸工L=118メートルを行うものです。

なお、参考資料を添付しておりますので御参照ください。御審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第24号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第24号 村道饒波石山線道路改良工事の請負契約については、経済建設常任委員会に付託します。

---

#### ◎議案第25号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第7 議案第25号 塩屋漁港－3.0m航路浚渫工事の請負契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第25号 塩屋漁港－3.0m航路浚渫工事の請負契約について

塩屋漁港－3.0m航路浚渫工事の請負契約について、下記のとおり契約を締結したいので、議会の議決を求める。

#### 記

- 1 契約の目的 塩屋漁港－3.0m航路浚渫工事
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金1億9,690万円
- 4 契約の相手

住 所 大宜味村字喜如嘉992－2

商 号 株式会社 山口建設

氏 名 代表取締役 山口 裕

令和元年7月16日提出

大宜味村長 宮城功光

#### 提案理由

本件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第2条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

内容につきましては、本工事で－3.0m航路浚渫を行うことにより、漁船の安全性を確保し、就労関係の改善及び生産性の向上、償却経費の軽減を図るとともに、施設の適正管理と長寿命化を図る目的で

実施します。

工事場所は、大宜味村字塩屋地先。工事概要、-3.0m航路浚渫、体積V=4万7,491.6立米となっています。

なお、平面図等を添付しておりますので御参照ください。御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第25号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 説明を受けて、ちょっとばかり質疑していきたいと思います。

漁港条例で、平成14年度に砂利採取等ができるようにということで改正されております。それは漁港漁場整備法に基づいて、この漁港を設置しているところで採取条例を制定しなさいという状況のもとで、平成14年で改正されております。そしてそのときに、漁港に、航路に堆積している土砂を漁港漁場整備法第36条及び村漁港条例第15条、土砂採取等に基づき漁港の維持管理のために必要があるとして、航路に堆積している土砂の採取を認めた。その土砂は、塩屋湾外海埋立工事等に活用されたが、周辺の海岸の砂浜が流出するなどの、環境影響をもたらせた。また近年に航路漁港と東側国道との間に土留めを構築して、養浜事業で砂浜を造成している。それから先月末から今月初めに村大兼久地先、100メートル地先の海で砂利採取船と思われる船が操業していたというような状況の中で、果たしてこれを浚渫という形でやってしまうと、行政から金が出るんですけども、採取した場合に先ほどの資料を参考にして計算すると、この村条例15条の別表2の1、土砂採取量、土砂1立米について107円、4万7,491.6立米ありますので、それを切り上げて107円で売ると508万1,644円になります。

そういう状況で法の改正や条例の改正をしてそういうふうにはできるのに、なぜそういうことをやらなかったのか。

それから恐らく航路が3メートル浚渫するので周辺の砂浜がまた流れてくるのは予想されるけど、その辺の影響はどうなっているのか。

それからもう1点、浚渫した土砂はどうするのか。また岩礁破碎の許可申請はいつ行われたのかお聞きしたいと思います。よろしく願いします。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

(午後 1時49分)

---

○ 議長（平良嗣男） 再開します。

(午後 1時49分)

---

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 何かちょっとわかりづらいところもあったんですけども、正直なところ、この航路浚渫については、目的にもありますように、漁民の皆さんの安全のためということもあって、補償金が発生しないような形で村の事業として今進めているわけでありまして、漁民のほうからの要請とか、そういうものもあってのことでありまして、もしそういう関係がなければ砂利採取という形になれば、やはり県のほうに補償金というものを outsourcing しなければできませんけれども、今回の事業目的にもありますように、漁民の安全のためにこういう事業をするんだということでのものですから、補償金の発生は出ないということになっております。

それから採取したこの砂については、一応、結の浜の空き地のほうにストックをして、いずれ養浜事業に活用していきたいということを考えておまして、当面の間は、結の浜の空き地にストックという形で事業を進めていくということになっているわけでありまして、以上です。

（「岩礁破碎申請はいつ行われましたか」と呼ぶ者あり）

○ 村長（宮城功光） 岩礁破壊の同意書は、全部きょうでクリアできております。名護市長のほうから、きょう決裁を私のほうでやりまして、全部了解を得ているところでありまして。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） なぜ、この航路浚渫工事業でやったかというものについては、補償金発生との関係があると。そして浚渫した砂は結の浜に一時仮置きして、養浜事業に活用すると。今、地域でもそうですけれども、議会でも河口閉塞の問題が非常に取り出されていて、責任の所在の件もいろいろ出ております。その辺の件も非常にシビアに思われるし、先ほど質問の中で、この塩屋漁港の国道のほうで土留めしてまで養浜事業をしているんですけれども、それを浚渫することによって宮城地域あたり、隣接しているところの砂がまた流れるでしょうと。前、平成14年度の条例改正した後、やったときにかなり流れています。その対策の問題はどうなるのか。

それとやっぱり養浜事業をしたらよそに流れる可能性があるものですから、この辺のことをもう一度お聞きしたいと。

それからきょう岩礁破碎の許可申請をきょうまでに出るということを言われていましたけれども、私、当時その担当で、実際砂利採取をしたんですけれども、水産課に呼ばれて、手続をとっていなかったということで工事を途中でとめられました。だから事前にきちんと許可が取れていることが当たり前じゃないかと。航路だからということで、岩礁破碎が適用されないということはないらしいです。これも途中でとめられたら困るなと思って、きっちりやらないと途中でまたとめられたりする可能性があるんで、きょうまでにということで、きちんといつ許可されたか、報告もいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） この航路浚渫をする場合には、やはり周辺のそういう影響とかいろんな調査もしてから工事計画書をつくるわけですから、それについては十分、委託の段階で十分そういう調査もされて、今回の事業発注ということになっているわけでありまして、その辺については、全く影響がないということは言い切れないんですが、やはり漁民の皆さんや、あるいはここを通っていくそういう皆さんにとって、どうしても安全性を確保するためにはこの事業を入れなければできないということでのこの事業でありますので、その辺の理解をしていただきたいと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今、村長から答弁がありましたけれども、この事業を入れることによって漁民に対する影響をよくすると。それから地域に与える影響もあるだろうが、コンサルタントに任せているからある程度いけるんじゃないかということをお話しているんですけれども、そもそも塩屋漁港を浅瀬につくっているものですから、掘って航路をつくっております。だから掘ったら、当然埋まってくるのは当たり前、だから先ほど土留めしているところも流れないようにしているわけだから、その辺の対策がなければ当然流れてくるのは自然の摂理。ある漁民に聞いたら、やっぱり選定の誤りだったんじゃないかと。航路、走っているところまできちんと沖合に出していたらこういうことはないということになっ

ているんですけれども、ずっとこの件は繰り返になりますので、やっぱりその辺の調整は、私たちまだ見えていないですので、影響あると思いますので、その辺は公表していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 私、経済建設委員会ではないので確認だけとっておきたいと思います。

吉浜 覚議員からも今話がありましたが、土砂ですね、仮置きした後に、飛散防止対策はどのような対策をとるのか、ひとつ考えているのでしたら教えてもらいたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（花田義徳） 私から説明させていただきます。

飛散防止を行うということになっておりまして、ネットのようなもので覆うということで聞いております。

（「はい？」と呼ぶ者あり）

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（花田義徳） ネットのようなもので覆うという形になっております。よろしいでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） ネットのようなもので覆うというのは、面積的、平米的に大体どのくらいでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（花田義徳） 体積のほうが4万7,491.6立米という形なので、これに似たような数字になるかと思えます。よろしいでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） ボリュームが4万立米余りですね。じゃあ、この面積も4万平米なんですか。私は違うと思えますよ。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） 結の浜に仮置きしますので、その場所で、まず面積ですね、面積をつくって高さをつくっていくと思うんですが、どれに対応するにもできるように工事費のほうには入っておりますので、面積は今のところはっきりはしていないんですが、先ほど示した体積を覆う形で、場所によってもしかして平たくする、あるいは高くする、そのあたりもありますので、今、ちゃんとした数量というのは今持っていないんですが、それを覆うようにできるということで御理解いただきたいと思えます。

○ 議長（平良嗣男） 安里重和議員の質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許します。9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） どうもありがとうございます。

今、私これから言うのは質疑ではないんですけれども、やはり砂は、台風とかがあったときにものすごく飛散するんです。その近くにある家、民家あたりではサッシが開かなくなったりとかいろいろなことが起こってきます。その分、十分注意して施工をしてもらいたいと思います。以上です。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第25号 塩屋漁港－3.0m航路浚渫工事の請負契約については、経済建設常任委員会に付託します。

---

○ 議長（平良嗣男） 委員会審査のため休憩します。

（午後 2時01分）

---

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時02分）

---

#### ◎日程の追加

○ 議長（平良嗣男） ただいま経済建設常任委員会委員長から、先ほど付託しました議案第22号 平成30年度大川川護岸改修工事の請負契約について、議案第23号 令和元年度大川川護岸改修工事の請負契約について、議案第24号 村道饒波石山線道路改良工事の請負契約について及び議案第25号 塩屋漁港－3.0m航路浚渫工事の請負契約についての委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第22号 平成30年度大川川護岸改修工事の請負契約について、議案第23号 令和元年度大川川護岸改修工事の請負契約について、議案第24号 村道饒波石山線道路改良工事の請負契約について及び議案第25号 塩屋漁港－3.0m航路浚渫工事の請負契約についてを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3及び追加日程第4として一括議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第22号 平成30年度大川川護岸改修工事の請負契約について、議案第23号 令和元年度大川川護岸改修工事の請負契約について、議案第24号 村道饒波石山線道路改良工事の請負契約について及び議案第25号 塩屋漁港－3.0m航路浚渫工事の請負契約についてを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3及び追加日程第4として一括議題とすることに決定しました。

---

#### ◎議案第22号～議案第25号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 追加日程第1 議案第22号 平成30年度大川川護岸改修工事の請負契約について、追加日程第2 議案第23号 令和元年度大川川護岸改修工事の請負契約について、追加日程第3 議案第24号 村道饒波石山線道路改良工事の請負契約について及び追加日程第4 議案第25号 塩屋漁港－3.0m航路浚渫工事の請負契約について一括議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

大 議 第 9 6 号

令和元年7月16日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

経済建設常任委員会

委員長 宮 城 貢

## 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

### 記

| 事件の番号  | 件名                       | 審査の結果      |
|--------|--------------------------|------------|
| 議案第22号 | 平成30年度大川川護岸改修工事の請負契約について | 可決<br>全会一致 |
| 議案第23号 | 令和元年度大川川護岸改修工事の請負契約について  | 可決<br>全会一致 |
| 議案第24号 | 村道饒波石山線道路改良工事の請負契約について   | 可決<br>全会一致 |
| 議案第25号 | 塩屋漁港－3.0m航路浚渫工事の請負契約について | 可決<br>全会一致 |

(宮城 貢経済建設常任委員会委員長 登壇)

○ 経済建設常任委員会委員長（宮城 貢） ただいま議題となりました議案第22号～議案第24号及び議案第25号について、経済建設常任委員会における審査の経過及び結果について一括して報告します。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長、産業振興課長兼農業委員会事務局長及び建設環境課長の出席を求め、本日午後2時10分から審査をいたしました。

はじめに、議案第22号 平成30年度大川川護岸改修工事の請負契約について報告いたします。

本件の事業目的は、大宜味村謝名城・喜如嘉地区の魅力あるむらづくりとリンクさせた地域の活性化が図られる施設として、河川敷の空間の有効活用、治水安全度の向上や河川全体の自然環境再生を視野に、大川川とその周辺整備を実施するものであります。

工事場所、大宜味村字謝名城地内。工事概要は、護岸延長L＝250m、パラペット延長L＝115mとなっております。

請負金額は9,075万円、契約相手は有限会社 新栄建設で、履行期限は、令和2年2月28日までとなっております。

次に議案第23号 令和元年度大川川護岸改修工事の請負契約について報告します。

本件は、議案第22号と同じ事業目的であります。

工事場所、大宜味村字喜如嘉地内。工事概要は、護岸延長L＝220m、パラペット延長L＝173mとなっております。

請負金額は9,460万円、契約相手は株式会社 丸孝組で、履行期限は、令和2年2月28日までとなっております。

次に議案第24号 村道饒波石山線道路改良工事の請負契約について報告します。

本件の事業目的は、地域住民や学生の通学路としての役割や緊急避難経路としての位置づけもあり、通行車両も多く重要な道路として利用されているが、幅員が狭く急な曲線部があることで通行に支障が

でているため、交通の安全性、利便性の向上を図る目的で整備するものであります。

工事場所、大宜味村字饒波地内。工事概要は、舗装延長L=320m、護岸工L=118mとなっております。

請負金額は7,810万円、契約相手は有限会社 山城建設で、履行期限は、令和2年1月31日までとなっております。

次に議案第25号 塩屋漁港-3.0m航路浚渫工事の請負契約について報告します。

本件の事業目的は、本工事で-3.0m航路浚渫を行うことにより、漁船の安全性を確保し就労関係の改善および生産性の向上、償却経費の軽減を図るとともに、施設の適正管理と長寿命化を図るものであります。

工事場所、大宜味村字塩屋地先、工事概要は、-3.0m航路浚渫、浚渫体積V=47,491.6m<sup>3</sup>となっております。

請負金額は1億9,690万円、契約相手は株式会社 山口建設で、履行期限は、令和2年2月28日までとなっております。

議案第22号～議案第24号及び議案第25号の4件について、質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第22号 平成30年度大川川護岸改修工事の請負契約について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第22号 平成30年度大川川護岸改修工事の請負契約について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号 平成30年度大川川護岸改修工事の請負契約について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第22号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第23号 令和元年度大川川護岸改修工事の請負契約について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第23号 令和元年度大川川護岸改修工事の請負契約について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号 令和元年度大川川護岸改修工事の請負契約について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第23号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第24号 村道饒波石山線道路改良工事の請負契約について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第24号 村道饒波石山線道路改良工事の請負契約について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号 村道饒波石山線道路改良工事の請負契約について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第24号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第25号 塩屋漁港－3.0m航路浚渫工事の請負契約について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第25号 塩屋漁港－3.0m航路浚渫工事の請負契約について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号 塩屋漁港－3.0m航路浚渫工事の請負契約について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第25号については、委員長の報告のとおり可決されました。

---

○ 議長（平良嗣男） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任された

いと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○ 議長(平良嗣男) これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第4回大宜味村議会臨時会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

(午後 3時16分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員